

預かり保育月極利用（子育て支援枠）  
申込内容変更届

(宛先) \_\_\_\_\_ 幼稚園園長 \_\_\_\_\_ 年 月 日

先に提出したさいたま市子育て支援型幼稚園預かり保育月極利用（子育て支援枠）について、次のとおり変更したいので届け出ます。

(届出者)

届出園児  
保護者氏名 \_\_\_\_\_ との続柄 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_ さいたま市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

変更希望年月 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_

(届出に係る幼児)

(フリガナ)

\_\_\_\_\_ 生年月日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_\_ 歳)

(フリガナ)

\_\_\_\_\_ 生年月日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_\_ 歳)

(フリガナ)

\_\_\_\_\_ 生年月日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_\_ 歳)

●変更内容（該当する番号に○）に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付してください。

**1. 保育を必要とする事由の変更【1 就労・2 求職活動】**

**仕事の状況の変更**（事実発生日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日）

仕事の状況が変更になる方（父親・母親・その他保護者）

ア. 求職中 → 就労を開始

イ. 就労先の変更

ウ. 就労 → 失業 [求職中]

エ. その他 ( \_\_\_\_\_ )

※添付書類

- ・就労を開始・変更した場合には勤務（稼働）証明書【A】を提出してください。
- ・失業した場合には求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書【B】を提出してください。

## 2. 保育を必要とする事由の変更【その他】

保育を必要とする事由が変更になる方（父親・母親・その他保護者）

- ア. 3 妊娠出産 添付書類：母子健康手帳の写し  
(表紙及び出産予定日記載箇所)
- イ. 4 疾病 添付書類：医師の診断書  
(保育困難であることが明記され初診日及び通院期間の記載があるもの)
- ウ. 5 障害 添付書類：障害者手帳の写し
- エ. 6 介護・看護 添付書類：申立書【C】と関係書類
- オ. 7 就学 添付書類：申立書【D】と関係書類
- カ. その他 ( )

## 3. 住所の変更 (事実発生日 年 月 日)

変更後住所 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

## 4. 世帯構成の変更

変更の理由 ( 結婚 ・ 離婚 ・ 同居 ・ 別居 ・ 出産 ・ 死亡 )

変更後の幼児との同居者 (事実発生日 年 月 日)

氏 名	児童との続柄	生年月日	職 業 (園名・学校名等)
		・	
		・	
		・	
		・	
		・	
		・	

- ※添付書類 ・ 結婚の場合は、配偶者の保育を必要とする理由を証明する書類 (勤務(稼働)証明書等)  
・ 上記添付書類以外の書類をご提出いただく場合がありますのでご了承ください。

## 5. その他の変更

( )

### ※提出期限

利用開始前⇒利用開始希望月の前月10日まで

利用開始後⇒変更事由が生じた月の翌月10日まで

(事由が変更になった結果、「保育を必要とする事由」を満たさなくなった場合には、変更事由が生じた月の利用分から「さいたま市子育て支援型幼稚園預かり保育月極利用取消」の決定を受けても意義を申し立てません。)